

平成31年1月24日

原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業省が
毎年度行う定期的な評価について

九州経済産業局長から、下記の対象事業者の指定旧供給区域等小売供給約款の料金における原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価の委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20170329資第5号）第2（8）④に照らし、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として審査を行った結果、当該料金の変更の認可の申請の必要があるとは認められませんでしたので、別紙のとおり九州経済産業局長に意見を回答しました。

（対象事業者）

・南海ガス株式会社

法人番号 4340001010679

(別紙)

経済産業省

官 印 省 略
20180904九州第20号
平成31年1月24日

九州経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業省が毎年度
行う定期的な評価について (回答)

平成30年9月4日付け20180829九州第36号により貴職から当委
員会に意見を求められた上記の件について、審査を行いました。

審査の結果、下記の対象事業者について、電気事業法等の一部を改正する等
の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(20170329
資第5号)第2(8)④に照らし、指定旧供給区域等小売供給約款における料
金の変更の認可の申請の必要があるとは認められませんでした。

記

(対象事業者)

・南海ガス株式会社

法人番号 4340001010679